


参考：結果通知の3文書の概要

①有料老人ホーム等検査実施通知書（部長印書類）

子 高 第 325-2 号
令和 4 年 6 月 9 日

(住宅型有料老人ホーム)

沖縄県子ども生活福祉部長 宮平 道子



有料老人ホーム検査結果通知書

みだしのことについて、老人福祉法第29条第13項の規定に基づき、貴法人が設置する事業所に対する立入検査を実施したところ、別紙のとおり是正改善を図る必要があると認められましたので、所要の措置を講じるとともに、その結果を令和4年7月31日までに別紙様式第6号により報告してください。

なお、報告期限までに是正改善措置が完了していない指導事項については、一旦その旨を報告のうえ、後日、是正改善措置完了後に再度報告（様式不問）をお願いします。

※有料老人ホーム検査結果通知書の別紙データ(word)及び別紙様式第6号(word)は沖縄県電子申請サービスから下記の方法でダウンロード可能ですのでご利用ください。

②有料老人ホーム検査結果通知書の別紙

No		指図書	項目	確認事項	指導の要否	検査担当コメント	指導文書
<p>沖縄県有料老人ホーム立入検査結果（別紙）</p> <p>立入施設名：有料老人ホーム東シナ海 施設（法人）立ち会者：赤嶺修</p> <p>法人名：株式会社 アイランド介護 沖縄県担当者：石川、比田</p> <p>立入実施日：2023年5月15日 立入結果通知日：2023年6月10日</p>							
1	注 第29条1	設置届出	設置届出について、添付書類の未提出あるいは裏付け書類があるか。				設置届出について、添付書類の未提出あるいは裏付け書類があります。つまましては、未提出内容、裏付け書類については、別紙お知らせしますので、早急に対応ください。
2	注 第29条2	変更届出	以下の変更がされているが、変更届出が未提出。 (有料老人ホームの名称、有料老人ホームの所在地、設置者である法人名、法人の代表者 法人の新たな事務所、施設において提供するサービスの内容・施設の運営方針、建物の規模及び構造並びに設備の増設、入居時事件、入居定員、居座敷、施設の管理費、利用料金その他費用、建築基準法上の変更事項)				「検査担当者コメント」に記載されている事項の変更届出が提出されていません。つまましては、早急に変更届出を提出ください。
3	注 第29条11	定期報告	直近年度の状況報告が全て提出されているか。（口頭指導で次年度の報告を促す）				定期報告の一部、あるいは全てが未提出です。次年度の定期報告は期限内に提出をお願いします。
4	2 (8) 5 (8)	消防設備 (未設置)	消防法で定められた消防設備（スプリンクラー、通報装置等）が設置されているか。				「検査担当者コメント」に記載されている消防設備が未設置です。設置に必要は消防に確認し、必要な設備は早急に設置ください。
5	2 (8) 5 (8)	消防設備 (点検不備)	消防設備点検が定められた回数実施されているか。あるいは点検結果に不備がないか。				「検査担当者コメント」に記載されている点検実施済、あるいは点検での不備指摘が改善されていません。つまましては、早急に対応の上、結果も併せて報告ください。

③様式第6号（是正改善報告鏡文様式と是正改善状況の記入様式）

様式第6号

第 号
年 月 日

沖縄県子ども生活福祉部長

事業所名

年度有料老人ホーム立入検査の是正改善状況の報告について

年 月 日付け子高第 号により通知のありましたみだしのことについて、別紙のとおり報告します。

別紙

立入検査結果の是正・改善状況

法人名：
事業所名：
設置主体：
実施日：
報告日：

是 正 改 善 事 項	是 正 改 善 措 置 状 況